一般社団法人日本神経学会指導医の認定および認定更新手続きに関する規程

２０１３年5月２９日制定
２０２５年4月１日改正

第１章　目　的

（目的）

第１条　この規程は、一般社団法人日本神経学会（以下「本学会」という。）が定めた一般社団法人日本神経学会専門医に関する規則（以下「専門医規則」という。）第１０条の規定に基づき、一般社団法人日本神経学会指導医（以下「指導医」という。）の認定及び認定更新に関する手続きを定めることを目的とする。

第２章　指導医認定基準等

（指導医認定基準）

第２条　指導医の認定基準は、一般社団法人日本神経学会指導医基準（以下「指導医認定基準」という。）で定めるところによる。

（認定期間）

第３条　指導医の認定期間は、指導医認定基準で定めるところにより、５年とする。

２　前条の認定期間の始期は、毎年度４月１日とする。

第３章　認定申請手続き等

（認定申請手続き）

第４条　指導医の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、会員管理システム「My Web」内、資格情報確認・申請(別紙様式１、以下「指導医申請書」という。)よりオンライン申請するものとする。

２　指導医資格を申請することが可能となった者に対して、毎年度本学会事務局から予め申請手続きに関する案内を My Web 登録のメールアドレスに送るものとする。

（認定申請書提出時期）

第５条　指導医申請書の提出期間は、認定期間の始期が属する年度の前年１０月１日から１０月３１日までとする。

（認定申請書の審査）

第６条　前条の規定に基づき提出された指導医申請書は、指導医認定基準で定めるところにより、本学会施設認定委員会（以下「委員会」という。）が審査する。

２　委員会は、指導医申請書の記載事項について、申請者へ説明を求めるなど必要時に調査を行うこ

とができる。
3　委員会は、審査の結果を本学会理事会（以下「理事会」という。）に報告する。

（認定および認定者への通知等）
第７条　理事会は、前条の規定に基づき委員会から申請書の審査結果についての報告を受けた後、その認定について速やかに審議するものとする。
2　理事会は、前条の規定に基づき審議した結果、認定することを決した者には、その旨を My Web 内、資格情報確認・申請(画面)に通知する。
3　理事会は、認定した者を社員総会に報告する。

（認定証交付手続き）
第８条　指導医に認定された者は、本学会の指導医として登録するため、指導医認定基準で定める認定登録料１０，０００円を納付しなければならない。
2　理事会は、前条の規定に基づき認定登録料を納付した者に、専門医規則第１０条第４項で定めるところにより、指導医認定証を交付する。

第４章　認定更新手続き等

（認定更新）
第９条　指導医の認定は、認定後５年毎に更新するものとする。

（認定更新の基準）
第１０条　認定を更新する場合は、指導医認定基準で定める基準のうち、次の各号に掲げる項目のうち （1）,（2） に加えて （3） または（4）を満たしていなければならない。
（1）申請時、日本神経学会専門医である。
（2）申請時、75 歳未満であることを原則とし、75 歳以上の場合は、施設認定委員会において検討する。
（3）申請時、直近 5 年間で学会発表（講演会を含む。）もしくは論文発表の合計 3 編以上あること（共同演者・共著者でも可）。
（4）申請時、直近 5 年間に医師、メディカルスタッフ等医療従事者を指導した実績があること。なお、指導した人数は問わない。

（認定更新手続き）
第１１条　認定期間終了後、引き続き指導医の認定を受けようとする者（以下「認定更新申請者」という。）は、日本神経学会指導医申請書（別紙様式２、以下「指導医更新申請書」という。）により、認定更新の申請を行い、審査を受けるものとする。
2　認定更新期間が満了する指導医には、第４条の第２項の規定に準じて、本学会事務局から申請手続きに関する案内を My Web 登録のメールアドレスに送るものとする。
3　前第１項の規定による指導医更新申請書は、My Web 内、資格情報確認・申請よりオンライン申

請をするものとする。

（認定申請書提出時期）
第１２条　指導医更新申請書の提出時期は、第５条の規定を準用する。

（認定更新申請書の審査）
第１３条　前条の規定に基づき提出された指導医更新申請書に関する委員会での審査、調査および理事会への報告については、第６条の規定を準用する。

（認定および認定更新者への通知等）
第１４条　認定更新申請書に関する理事会での審議、認定書への通知および社員総会への報告については、第７条の規定を準用する。

（認定証交付手続き）
第１５条　指導医の更新を認定された者の登録料の納付および指導医認定証の交付手続きについては、第８条の規定を準用する。

第５章　指導医資格の喪失
（指導医資格の喪失）
第１６条　指導医の資格は、専門医資格を喪失したときに同時に喪失するものとする。

第６章　雑則
第１７条　理事会は、指導医の認定および認定更新の手続きに関して、この規程に定めがなく手続きを円滑に進めるうえで必要な事項について、別に定めることができる。

第１８条　本規程の改正は、委員会の審議を得たうえで、理事会の承認を要する。

附則
この規程は、２０１３年５月２９日から施行する。

附則
この規程は、２０２５年１月３１日から施行する。

附則
この規定は、２０２５年４月１日からの認定期間が開始される指導医の認定、更新手続きから施行する。